

検 討 結 果 総 括 表

道県	路線名	区間名	関係市町村	延長 (km)	幅員 (m)	検討結果		変更 延長 (km)
北海道	平取・えりも	平取	平取町	7.6	7	・受益地内で既に路網整備が進んでおり、また、全て既設林道の改良で、周辺に機能を代替しうる公道が整備されていること等、建設の必要性及び事業実施の妥当性が乏しいこと等から「取りやめ」	取りやめ *	—
		様似	様似町	14.4	7	・建設の必要性及び事業実施の妥当性が認められるが、接続する公道の整備の状況等を勘案し、規格の見直しを行うべく「計画変更」	計画変更 (幅員縮小) ・幅員5m	14.4
	置戸・阿寒	置戸・陸別	置戸町 陸別町	29.1	7	・建設の必要性及び事業実施の妥当性が認められるが、一部代替可能な公道が整備されていること等を勘案し、線形や規格の見直しを行うべく「計画変更」	計画変更 (一部取りやめ、 線形変更、幅員縮小) ・置戸町町道の改良部分について一部取りやめと線形変更(計7.7km短縮) ・幅員5－7m	21.4
福島	飯豊・檜枝岐	西会津	高郷村 西会津町	9.3	7	・建設の必要性及び事業実施の妥当性が認められるが、一部代替可能な公道等が整備されていること等を勘案し、線形や規格の見直しを行うべく「計画変更」	計画変更 (一部取りやめ、 幅員縮小) ・西会津町井谷地区以西について一部取りやめ(4.6km) ・幅員5m	4.7
		昭和	昭和村	7.1	7	・建設の必要性は認められるものの、全て既設林道の改良で、また、路線全体の整備への効果が比較的低いこと等、事業実施の妥当性が乏しいこと等から「取りやめ」	取りやめ *	—
	米沢・下郷	会津若松・下郷	会津若松市 下郷町	13.5	5	・地形的に厳しい条件にあること等、建設の必要性及び事業実施の妥当性が乏しいこと等から「取りやめ」	取りやめ *	—
		下郷Ⅱ	下郷町	12.5	5	・建設の必要性及び事業実施の妥当性が認められるが、地元から線形の変更要望が出されていること等を勘案し、線形の見直しを行うべく「計画変更」	計画変更 (線形変更) ・下郷町終点付近について線形変更(0.7km短縮)	11.8

道県	路線名	区間名	関係市町村	延長 (km)	幅員 (m)	検討結果		変更 延長 (km)
富山	大山・福光	大山Ⅱ	大山町	9.8	7	・建設の必要性及び事業実施の妥当性が認められるが、効率的整備の必要性等を勘案し、規格の見直しを行うべく「計画変更」	計画変更 (幅員縮小) ・幅員5－7m	9.8
		大山・大沢野	大山町 大沢野町	12.9	7	・建設の必要性及び事業実施の妥当性が認められるが、改良区間として利用可能な林道等が整備されていること等を勘案し、線形や規格の見直しを行うべく「計画変更」	計画変更 (幅員縮小、線形変更) ・既設林道等を活用するよう線形変更 (0.4km短縮) ・幅員5－7m	12.5
	朝日・大山	上市・立山	上市町 立山町	17.8	7	・建設の必要性は認められるものの、全て舗装済の既設林道の改良・線形変更であること等、事業実施の妥当性が乏しいこと等から「取りやめ」	取りやめ *	—
岐阜	関ヶ原・八幡	美山・板取	山県市 (旧美山町) 板取村	24.3	5	・建設の必要性及び事業実施の妥当性が認められるが、地元から線形の変更要望が出されていること等を勘案し、線形の見直しを行うべく「計画変更」	計画変更 (線形変更) ・起点を山県市(旧美山町)片原地区付近、終点を板取村生老地区付近とする線形変更 (4.9km短縮)	19.4
鳥取	若桜・江府	若桜・智頭	若桜町 八東町 智頭町	25.8	5/7	・建設の必要性及び事業実施の妥当性が認められるが、一部代替可能な公道が整備されていること等を勘案し、線形や規格の見直しを行うべく「計画変更」	計画変更 (一部取りやめ、幅員縮小) ・智頭町八河谷以西について一部取りやめ (10.0km) ・幅員5m	15.8
島根	波佐・阿武	匹見・美都	匹見町 美都町	5.6	7	・建設の必要性及び事業実施の妥当性が認められるが、一部代替可能な公道が整備される計画であること等を勘案し、線形や規格の見直しを行うべく「計画変更」	計画変更 (一部取りやめ、幅員縮小) ・匹見町、美都町の県道との重複部分について一部取りやめ(1.9km) ・幅員5m	3.7

道県	路線名	区間名	関係市町村	延長 (km)	幅員 (m)	検討結果		変更 延長 (km)
広島	比和・新庄	美土里	美土里町	4.0	7	・建設の必要性は認められるものの、周辺に機能を代替しうる公道が整備されていること、また、路線全体の整備への効果が比較的低いこと等、事業実施の妥当性が乏しいこと等から「取りやめ」	取りやめ *	—
	高尾・小坂	庄原・三和	庄原市 総領町 神石町 三和町	29.2	7	・建設の必要性及び事業実施の妥当性が認められるが、一部代替可能な公道等が整備されていること等を勘案し、線形や規格の見直しを行うべく「計画変更」	計画変更 (一部取りやめ、 線形変更、幅員縮小) ・総領町、神石町について一部取りやめ(10.2km) ・庄原市葦嶽山付近について線形変更 ・幅員5－7m	19.0
	大朝・鹿野	吉和	廿日市市 (旧吉和村)	2.3	7	・建設の必要性は認められるものの、周辺に機能を代替しうる公道が整備されていること、また、路線全体の整備への効果が比較的低いこと等、事業実施の妥当性が乏しいこと等から「取りやめ」	取りやめ *	—
愛媛	広見・篠山	鬼が城・薬師谷	宇和島市 津島町	20.1	5	・改良部分が幅員4.6mで舗装済であること、環境保全の観点から慎重な対応を地域が求めている状況にあること等、建設の必要性及び事業実施の妥当性が乏しいこと等から「取りやめ」	取りやめ *	—
		八面山・稲が窪	津島町	9.8	5	・建設の必要性及び事業実施の妥当性が認められるが、地元から線形の変更要望が出されていること等を勘案し、線形の見直しを行うべく「計画変更」	計画変更 (線形変更) ・終点付近で路線位置をやや西側に移動する線形変更 (2.4km短縮)	7.4
高知	清水・東津野	田ノ川・古尾	中村市	9.5	7	・建設の必要性及び事業実施の妥当性が認められるが、接続する公道の整備状況等を勘案し、規格の見直しを行うべく「計画変更」	計画変更 (幅員縮小) ・幅員5m	9.5
		大正・東津野	大正町 梶原町 窪川町 東津野村	19.8	5	・建設の必要性及び事業実施の妥当性が認められるが、地元から線形変更の要請が出されていること等を勘案し、線形の見直しを行うべく「計画変更」	計画変更 (線形変更)	19.8
合計 284.4						合計 169.2		

注 * ; 地域の諸条件を踏まえ、公道等を利用するとともに、当該区間については必要性を見極めつつ補助林道事業等他の整備手法を検討することが適当